

川崎都市計画道路の変更（川崎市決定）

都市計画道路 1・4・1号 横浜羽田空港線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	1・4・1	横浜羽田空港線	川崎市川崎区浅田4丁目（横浜市界）	川崎市川崎区大師河原字上殿町耕地（東京都界）	川崎市川崎区桜本2丁目	約6,560m	嵩上げ式	4車線	17m	鉄道と立体交差2箇所 幹線街路と立体交差7箇所	出口起点方向、 入口終点方向 出口起点方向、 入口終点方向 出口終点方向、 入口起点方向
			<p>なお、大師河原地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。</p> <p>なお、浜町2丁目地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。</p> <p>なお、浅田4丁目地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。</p>								

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由 書

川崎都市計画道路の変更（1・4・1号 横浜羽田空港線の変更）

都市計画道路は、都市の骨格を形成し、都市における人や自動車交通などの円滑な移動を確保するとともに、都市の将来像を方向付け、市街地環境の形成に大きな影響を与える根幹的な都市施設です。

本案の都市計画道路横浜羽田空港線は、首都圏の自動車交通の大動脈として、人や物流の交通を支える主要幹線道路の一つであり、昭和39年6月の都市計画決定以来、現在までに総延長約6,560mが完成しております。

本路線のうち、川崎区大師河原字上殿町耕地を通る区間にある高速大師橋は、昭和43年11月に開通して以降、40年以上が経過しています。累積する自動車交通量により、構造物の損傷が多く、補修、補強を繰り返して行っておりますが、今後の長期的な安全性を確保するための抜本的な対策として、高速大師橋の更新（造り替え）が必要です。当該橋梁の更新に際しては、現行の道路構造令の基準に則した道路幅員に変更する必要があるため、都市計画道路横浜羽田空港線の川崎区大師河原字上殿町耕地先の約240mの区間について、都市計画区域を変更するとともに、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第331号）の施行に伴い、車線の数を定めるものです。

新旧対照表

新 旧	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅員	地表式の 区間にお ける鉄道 等との交 差の構造	
新	幹 線 街 路	1・4・1	横 浜 羽 田 空 港 線	川崎市 川崎区 浅田4丁 目 (横浜 市界)	川崎市川崎 区大師河原 字上殿町耕 地 (東京都 界)	川崎市 川崎区 桜本 2丁目	約6,560m	嵩上げ式	4車線	17m	鉄道と立 体交差2箇 所 幹線街路 と立体交 差7箇所	出口起点方向、 入口終点方向 出口起点方向、 入口終点方向 出口終点方向、 入口起点方向
				<p>なお、大師河原地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。</p> <p>なお、浜町2丁目地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。</p> <p>なお、浅田4丁目地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。</p>								
旧	幹 線 街 路	1・4・1	横 浜 羽 田 空 港 線	川崎市 川崎区 浅田4丁 目 (横浜 市界)	川崎市川崎 区大師河原 字上殿町耕 地 (東京都 界)	川崎市 川崎区 桜本 2丁目	約6,560m	嵩上げ式	二	17m	鉄道と立 体交差2箇 所 幹線街路 と立体交 差7箇所	出口起点方向、 入口終点方向 出口起点方向、 入口終点方向 出口終点方向、 入口起点方向
				<p>なお、大師河原地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。</p> <p>なお、浜町2丁目地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。</p> <p>なお、浅田4丁目地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。</p>								